

奈良県維持業務請負契約書約款 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第17条 略</p> <p>(違約金)  <u>第18条 第16条第1項第1号から第3号、第16条の2第1項又は第17条第1項の規定により、発注者が契約を解除したときは、受注者は、契約単価に、指示した作業量に乗じた額の10分の1を違約金として、発注者の指定する期限までに納付しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 第16条第1項第4号の規定により発注者が契約を解除したとき、及び同条第2項の規定により受注者が契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。</p> <p><u>3</u> 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期限を経過した日から、支払いを完了する日まで年10.75パーセントの割合で計算した額を徴収する。</p> <p>第19条～第20条 略</p>	<p>第1条～第17条 略</p> <p>(違約金)  <u>第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約単価に、指示した作業量に乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第16条第1項第1号から第3号、第16条の2第1項又は第17条第1項の規定により、発注者が契約を解除した場合</u></p> <p><u>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となった場合</u></p> <p><u>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。</u></p> <p><u>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</u></p> <p><u>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</u></p> <p><u>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</u></p> <p><u>3</u> 第16条第1項第4号の規定により発注者が契約を解除したとき、及び同条第2項の規定により受注者が契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。</p> <p><u>4</u> 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期限を経過した日から、支払いを完了する日まで年10.75パーセントの割合で計算した額を徴収する。</p> <p>第19条～第20条 略</p>